

医 第 3156 号  
令和 3 年 2 月 26 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長  
（公 印 省 略）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン  
第 5.1 版」の策定について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 3 年 1 月 29 日付医政発 0129 第 1 号他により、厚生労働省医政局長他から通知及び事務連絡がありましたので、貴市所管医療機関に周知くださいますようお願いいたします。

なお、裏面に記載の関係団体には別途依頼済みであることを申し添えます。

問合せ先  
法人指導グループ 田中  
電話(045)210-1111 内線 4871

通知済み関係団体(各会会員に周知依頼済み)

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

医政発 0129 第 1 号  
令和 3 年 1 月 29 日

各  
〔 都 道 府 県 知 事  
地方厚生（支）局長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
（公印省略）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.1 版」の  
策定について

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、平成 17 年 3 月 31 日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長・厚生労働省保険局長連名通知）の別添として、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）への適切な対応等について示したところである。

その後所要の改定を行い、平成 29 年 5 月にガイドライン第 5 版が策定されているところであるが、近年のサイバー攻撃の手法の多様化・巧妙化、情報セキュリティに関するガイドラインの整備、地域医療連携や医療介護連携等の推進、クラウドサービス等の普及等に伴い、医療機関等を対象とするセキュリティリスクが顕在化していることへの対応として、情報セキュリティの観点から医療機関等が遵守すべき事項等の規定を設けるなど所要の改定を行い、別添 1 のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.1 版」を策定したので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

また、すべての医療機関等の管理者にガイドラインの内容をご理解頂けるよう、別添 2 のとおり、「医療情報を安全に管理するために」（「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」の策定について）（政統発第 0530 第 1 号厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）通知）の別添 2）を第 2.1 版として改定するとともに、別添 3 のとおり、ガイドラインの別冊用語集（「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」の策定について）（政統発第 0530 第 1 号厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）通知）の別添 3）を改定したため、併せて周知方願いたい。

なお、このガイドライン等については厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添える。

事務連絡  
令和3年1月29日

各  
〔各都道府県衛生主管部(局)長  
地方厚生(支)局医事課長〕  
殿

厚生労働省医政局研究開発振興課

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」  
に関するQ&Aについて

サイバー攻撃の手法の多様化・巧妙化、クラウドサービス等の普及等、医療情報システムを取り巻く環境の変化に対応するために、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」を策定したところです。

今般、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」に関するQ&Aについても、別紙のとおり策定しましたので、内容を御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」に関するQ&Aについては厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているため、念のため申し添えます。